

会議録

附属機関又は 会議体の名称		第19回 豊島区景観審議会
事務局（担当課）		都市整備部 都市計画課
開催日時		令和6年3月28日（木） 14時00分～15時01分
開催場所		議員協議会室（本庁舎8階）
会議次第		1. 開会 2. 議事 報告1：令和5年度豊島区景観まちづくりの活動実績について 3. 閉会
公開の 可否	会議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	（学識経験者）後藤 春彦（早稲田大学副総長、大学院創造理工学研究科教授）・志村 秀明（芝浦工業大学建築学部建築学科教授）・篠沢 健太（工学院大学建築学部まちづくり学科教授）・加藤 幸枝（有限会社クリマ代表取締役）沼田 麻美子（土地総合研究所研究員、東京工業大学環境・社会理工学院特別研究員） （関係団体）木村 晴一（豊島区町会連合会副会長）・中村 安次（豊島区商店街連合会副会長）・石坂 美穂（豊島区観光協会副会長）・松本 力（豊島区建設業協会）・井出 幸子（東京都建築士事務所協会豊島支部支部長）・小堺 浩博（公益社団法人東京屋外広告協会理事・事務局長） （区議会議員）芳賀 竜朗・ふま ミチ・中山 よしと・垣内 信行・入江 あゆみ （区民）佐野 佐知子・西澤 利夫
		幹事
		事務局
		その他
	委員	・村木 美貴（千葉大学大学院工学研究科教授） ・中澤 まさゆき（豊島区議会議員）
欠席者	幹事	政策経営部長、総務部長、文化商工部長、環境清掃部長、都市整備部長（地域まちづくり担当部長）、土木担当部長、教育部長
傍聴人数		0名

審議経過

1. 開会

(事務局)

- ・皆様、本日はお忙しいなかお集まりいただきまして誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、第19回豊島区景観審議会を開催いたします。
- ・景観審議会の事務局を務めております都市計画課長松田と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- ・本日の審議会におきましては、屋内かつ発言が伴いますため、感染症対策を講じながら開催させていただいております。それでは、以降の進行につきましては、後藤会長をお願いいたします。

(後藤会長)

- ・皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。
- ・それでは、議事日程に従いまして、進行をしてみたいと思います。まず、委員の出欠について、事務局よりご報告をお願いいたします。

(事務局)

- ・委員の出欠のご報告に先立ちまして、今回から新たに委員に就任された6名の方々をご紹介します。恐れ入りますが、名前を呼ばれた方は、その場でお立ちいただき、一言ご発声いただければと思います。なお、最新の委員名簿を、本日は皆様の机上に配付させていただいておりますので併せてご確認ください。
- ・まずは、豊島区町会連合会副会長、木内晴一様でございます。

(委員)

- ・町会連合会の木内と申します。よろしくお願いします。

(事務局)

- ・続きまして、公益社団法人東京屋外広告協会理事・事務局長、小堺浩様でございます。

(委員)

- ・東京屋外広告協会の小堺です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・続きまして、公明党豊島区議団、ふまミチ様でございます。

(委員)

- ・ふまミチと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・続きまして、立憲・れいわ・市民の会、中山よしと様でございます。

(委員)

- ・中山よしとと申します。よろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・続きまして、日本共産党豊島区議団、垣内信行様でございます。

(委員)

- ・垣内です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・続きまして、維新・無所属の会、入江あゆみ様でございます。

(委員)

- ・入江あゆみです。よろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・今、ご紹介させていただきました新任委員の皆様の委嘱状につきましては、大変恐縮ではございますが、事前にお渡しをさせていただいております。また、任期につきましては、現在の委員と同じく、令和6年3月31日までとなります。よろしくお願いいたします。
- ・なお、委員の出欠については、本日村木委員、中澤委員より欠席のご連絡をいただいております。委員の半数以上の出席をいただいておりますので、豊島区景観条例施行規則第35条第2項に規定する定足数を満たしておりますことご報告いたします。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。続きまして、本日の議事及び資料について事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・本日の議事は、次の1件になります。「報告1：令和5年度豊島区景観まちづくりの活動実績について」。
- ・次に、資料についてご説明いたします。本日の資料一式を、机上に配付させていただいておりますので、ご確認のほどお願いいたします。「報告1：令和5年度豊島区景観まちづくりの活動実績について」の資料といたしまして、「資料第1号：令和5年度豊島区景観まちづくりの活動実績について」、「参考資料第1号：景観事前協議・届出事例」、以上になります。

- ・事前に委員の皆様へ送付させていただく際、参考資料をお付けすることができず、大変申し訳ございませんでした。不足等がございましたら挙手にてお知らせください。事務局が資料を持ってまいります。資料の過不足等はよろしいでしょうか。以上になります。

(後藤会長)

- ・続きまして、事務局より、傍聴希望者の有無についてご説明ください。

(事務局)

- ・はい。本日は傍聴の希望の方はいらっしゃいません。

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。報告1につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

2. 議事

報告1. 令和5年度豊島区景観まちづくりの活動実績について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・ご説明ありがとうございました。
- ・ただいまの報告事項1についてのご説明に対して、何かご意見、ご質問はございますか。

(委員)

- ・副会長を仰せつかっております志村です。私はデザイン検討部会の部会長も仰せつかっております。今年度も多くの検討部会が開催されたことはご説明のとおりです。
- ・そのなかで大規模建築物の協議案件の1番、南池袋二丁目C地区の市街地再開発事業ですが、この案件について昨年12月と今年1月の2回デザイン検討部会が開催されました。この資料には概要しか書いてありませんが、都市計画道路の上をまたぐペDESTリアンデッキを架けることになり設計変更が入ったとのことで、その関係で都市計画決定されていた建蔽率に変更が生じることになりました。都市計画

のこと自体は景観審議会の範疇を超えるかもしれませんが、デザイン検討部会として建蔽率の変更に関連する意見書を出させていただきました。今後も質の高い公共空間、オープンスペースをしっかりと作っていくというような内容を書かせていただきましたので、その点について発言させていただきました。

- ・またA4の資料の最後に次年度の方針に関する記載があります。ポツが3つあるなかの真ん中に豊島区景観形成ガイドライン（公共空間編）とあり、こちらは数年前に策定されたものです。このガイドラインについて「事前協議の明確化」とあります。先程の南池袋二丁目C地区市街地再開発事業にも関係しますが、ガイドラインでカルテのようなものを作ることになっていたと思います。カルテがしっかり作られていれば、南池袋二丁目の案件も今後少し安心していただけるのではないかと考えます。この景観形成ガイドライン（公共空間編）の南池袋二丁目C地区のカルテの作成がどうなっているかについてご説明いただければと思います。

（後藤会長）

- ・はい、ありがとうございます。2点ご意見がございました。いかがでしょうか。

（事務局）

- ・まず1点目ですが、昨日の同じ時刻に都市計画審議会を行いました。南池袋二丁目C地区の建蔽率の変更についてご説明させていただき、これから16条の手続きに入ること、都市計画変更の手続きの流れ等について委員の皆様にご確認いただきました。今回建蔽率が100分の60から70と10%上がりますが、容積率が変わるわけではありません。
- ・先程志村副会長からもご説明がありましたが、現在区ではウォークブルを推進しております。この環状5の1号線が池袋全体のウォークブルを妨げてしまう、歩行者の流れが途絶えてしまうというような課題がございました。こちらにデッキを架けることで建築面積が上がり建蔽率が2～3%アップします。建蔽率は10%単位となっておりますので今回10%上げるということをご報告させていただきましたが、都市計画審議会におきましても概ね反対のご意見はなかったと認識しております。
- ・2点目のカルテについてですが、公共施設についてはいわゆる学校や区民ひろばの改修の際にカルテを作っていると理解しております。一般的に今回のような再開発事業についてはカルテを作成していない旨、今担当から報告を受けました。

（後藤会長）

- ・いかがでしょう。

(委員)

- ・この南池袋二丁目C地区市街地再開発事業には公共施設が入りますよね。施設全体がかなり大きいので公共施設部分は小さく感じてしまっていますが、1階と2階のかなりの面積を占めるのではないかと思います。
- ・再開発事業を決定した後に建蔽率に変更になるというのはなかなか聞かないケースだと思います。公共施設が入ることもありますので、カルテを作成していただきたいと考えております。以上です。

(後藤会長)

- ・いかがでしょう。どうぞ。

(事務局)

- ・今のガイドラインは十分ではないことから現状の課題やご指摘いただいた内容について検討し改定にあたってまいりたいと考えております。

(後藤会長)

- ・よろしいですか。どうぞ。

(委員)

- ・今の課長のご回答では結論がよく分かりませんが、事務局でカルテの作成作業をやっていただくことが次年度の改定作業にもつながっていくと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

- ・この工事に関して、商店街として、これからさまざまな影響が出てくるのではないかと感じております。私どもといたしましても、いろいろと報告をしていく必要がありますが、おそらくマルイの跡地と南池袋二丁目C地区は既に着工されていると思います。西口地区と東池袋一丁目はこれからでしょうか。工期等も全く把握をしていない状態でこの話を今いただいておりますので、何年かかってどのような形でこのビルが出来上がるのか、また商店街への影響と言いますか、今後どのようなことが想定されるのか、そのあたりをぜひお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(後藤会長)

- ・はい、よろしくお願いいたします。どうぞ。

(事務局)

- ・まず、東池袋一丁目地区市街地再開発事業につきましては着工前の段階です。権利変換計画を作成している段階であると認識しております。
- ・西口の市街地再開発事業につきましては、昨日の都市計画審議会において都市計画決定に向けて原案のご報告をさせていただいた状態です。こちらはかなり大規模な事業ですので、最終的なものが完成するまでにはおよそ20年かかるのではないかとスケジュール感が示されたものでございます。

(後藤会長)

- ・よろしいでしょうか。

(委員)

- ・はい、ありがとうございます。

(委員)

- ・最近大規模案件で広場等を設置するケースが多いように思います。その後の活用について、例えばエリマネもそうですが、なにかしら活用するだろうという想定でデザインしてイメージをしています。継続的に追うことは景観としてはなかなか難しいように思いますが、池袋では複数の再開発がありますので、5年後、10年後にその広場がただの空間にならないよう活動内容等を追えるような事前の対策を検討していく必要があるように思いました。

(後藤会長)

- ・はい、事務局どうぞ。

(事務局)

- ・今のご指摘はごもっともだと思います。豊島区では3年前にH a r e z a 池袋ができたときに東京建物とサンケイビルが中心となってエリマネ団体を作りました。自主的なにぎわいを創出する事業や地域のエリア価値を高めるためのさまざまな取り組みを行うなかで、コロナ禍に見舞われにぎわいの創出ができない状態が続いておりました。
- ・エリマネ団体に全て任せているわけではありません。区が入るエリアマネジメント協議会、例えば周辺のアニメイトさんやW A C C Aというビルの管理者様にも加入していただき、言い方が正しいかどうか分かりませんが、エリマネ団体を監視したりあるいは後押ししたりするための組織をつくりながら、デベロッパーさんが主体となってつくったエリマネ組織を支援するような取り組みも行っていました。
- ・5類に移行した後、郷ひろみさんがステージを行う等、賑わいが戻ってきました。

そのようなにぎやかな場だけではなく防災訓練や豊島区の若い学生たちのアート展示をする等、公的な側面を持った取り組みもできているものと思っています。

- ・一昨年の11月に、池袋エリアプラットフォームというエリアマネジメント、エリアマネジメントとはそれぞれの活動主体でございますが、その情報共有を行う場もできました。各エリアマネジメント団体だけではなく、各種企業、町会や商店街等の団体も入りながら民間が主体となった活動をする際の情報共有、情報交換、発信、そして連携してイベント開催ができる場となりました。今年3月にはその行動指針となる池袋未来ビジョンというものもできました。
- ・再開発事業が完了すれば当然エリマネ団体による管理が始まります。池袋エリアプラットフォームに入っていて、H a r e z a 池袋での前例を活かしながら、広場を有効活用してにぎわい事業だけでなく清掃活動や防災訓練のような公的側面を持った活動をしてもらいたいと考えているところです。

(後藤会長)

- ・続けてどうぞ。

(委員)

- ・広場を活用するときに、例えば後付けでデジタルサイネージを設置したりプロジェクションマッピングをしたりというようなケースも出てくるように思います。そこに対して景観として何か踏み込めるようなものがほしいと思いますがそのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

- ・プロジェクションマッピングをどのように使うのか、そこにどのように広告を出すのかといった問題があります。エリマネを継続するうえで最も難しいのがお金と人材の問題です。実際にはエリマネを組成したデベロッパーが持ち出しで運営しているケースが非常に多いです。
- ・豊島区にあるもう1つのエリアマネジメント、グリーン大通りエリアマネジメントが、東京都の屋外広告の30条の特例の中で、禁止区域である道路に広告を掲出するような取り組みを社会実験として行っております。当然どのような広告を出してもいいというものではなく、その場の雰囲気重視しながら、景観にも即したものでないといけない。一方でマネジメントをするための資金も調達してほしいというようにいいところ取りでなかなかうまく進まないのが現状です。
- ・しかしながら、当然このような広場をつくれれば、そういったプロジェクションマッピングは屋外広告の1つになると思いますので、費用の面と景観の面とうまくバ

ランスを取りながら行政として十分に支援してまいりたいと考えています。

(後藤会長)

- ・ よろしいですか。他にいかがでしょうか。

(委員)

- ・ 4年ぶりの審議会委員ですが、以前のことを思い出しながら確認の意味で発言させてください。今ご説明があった協議案件というのは、事前にパース等を提出してもらいこのようなことをやりたいという話があって、景観条例に基づいて景観審議会のデザイン検討部会の皆様が自由闊達に意見を出す。それを受けて修正してこのような計画になりましたという内容との理解でよろしいですか。
- ・ また、今問題となっているのが屋外広告物。こちらが今後の課題としてあげられているのは、区が景観の観点から指摘をしたくても意見できる制度がないのでそこを整備したいという意味でしょうか。

(事務局)

- ・ 屋外広告物については、現在一般的な看板は全て景観の届出が必要になっています。当課に出していただくのと同時に土木管理課への申請も必要で、それぞれの規定の中で審査をしています。
- ・ 去年LEDを使った発色のいいものが出てきた際、光の直進性が非常に高いために池袋でつくったLEDビジョンの内容が、かなり遠方まで飛んでしまいました。光害と言いますか、そのようなご意見が寄せられることも増えてきています。
- ・ これらを受けて、屋外広告物に関する取組みとしてこのような新しい広告に対して基準を設けてガイドラインの中に盛り込むことを検討しているものです。

(委員)

- ・ 建築物についてはいろいろな審議会の検討部会の委員さんが、さまざまな形で建設的で専門的な話をして景観に見合ったようなものに直していただいているのもいいことだと思います。
- ・ 広告物については、一旦許可をしてしまうと事業者が自由闊達にいろいろな広告を出せてしまいます。デザイン部会の皆様の想いやご意見があるにもかかわらず、実際に掲出してみたら想定どおりにならなかった場合の懸念は払拭できませんよね。それらについてはどのように考えていらっしゃいますか。

(事務局)

- ・ 説明が悪く申し訳ございません。屋外広告物も自由に出せる部分と出せない部分があります。先程沼田委員からのご質問にグリーン大通りを例にあげてお答えしま

したが、本来道路には掲出してはいけません。出す際には特例許可を取る必要があります。民間の敷地内においては、一定の量的な規制はありますが広告を出すことはできます。皆さまが不快に感じるようなものでないこと、奇抜な色づかいをしていない等はあるかと思いますが、そのような審査は当課への届出のなかで行っております。

- ・私が先ほど沼田委員からのご説明に対して景観に即したものと申し上げたのは、禁止区域内で除外規定を用いて広告物を出すときには、景観により一層注意する必要がある。例えば公園や道路等については、景観に配慮することがより一層必要だろうということを申し上げた次第です。

(委員)

- ・前に後藤先生の審議会のときに、豊島区としてふさわしい景観とは何かということとをいろいろなテーマで議論をしたことを思い出しました。今のお話は固定化された広告物や建築物に対する景観を指していると思います。
- ・例えば走っている車やバスの広告物の景観というものも多いと思います。走っているものの広告物についての景観的なマッチ、ミスマッチを検討すべき時代に来ているのではないかと考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

- ・ご指摘の点につきましてそのとおりだと思います。都電やバス等の一定の屋外広告物については、東京都の屋外広告物条例の中で認められている広告物であるケースもあります。
- ・一方でここ最近問題になっている、大きな音を鳴り響かせて池袋を含め渋谷や新宿等の繁華街を走っているアドトラック、こちらについては渋谷、新宿の課長と対策を協議したことがあります。
- ・ここで問題になるのが、東京都の屋外広告物条例に抵触するものの規制が緩やかな他の都道府県のナンバーを取ってしまう。車庫がそちらにあると東京都の条例で規制することができないケースもあります。そうすると音量の面で規制したらいいのか等、さまざまな課題があることも認識しております。そのあたりは東京都も含め、繁華街を抱える3区とも連携をしながら解決に向けて検討してまいりたいと思うところでございます。

(後藤会長)

- ・はい、ありがとうございます。お待たせしました。

(委員)

- ・アドトラックの件ですが、次年度の方針のポツの3つ目に景観形成ガイドライン屋外広告物編にLEDビジョンの景観基準の設定とあります。表示時間や輝度、表示プランについて明確な基準がないため検討していくということかと思いますが、音量についてもどうにかならないのかというご意見を地元の方からよくいただきます。音なので景観に含まれるのかよく分かりませんが、そこについてもぜひご配慮をいただければと思います。
- ・そもそもトラック自体がLEDになっているものも走っていますので、それについてもぜひご検討いただきたいと思言発言させていただきました。ありがとうございます。

(事務局)

- ・音については65デシベルが1つの基準になっています。継続して65デシベル以上の音を出し続けなことを求められますが、この「継続して」の判断が、私が工事の課長をしているときも難しかった部分です。環境所管が集音計を使ってチェックをしていたりもします。景観の部門、屋外広告物を許認可している土木管理課、騒音や光害を担当している環境部門と組織横断的に対応してまいりたいと考えております。

(後藤会長)

- ・はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

- ・今の広告宣伝車の規制について少し補足します。東京都で昨年来調整、議論を続けておまして、都外ナンバーの規制も6月から規則を改正し実施に踏み切るということで先週報道発表があったところでございます。そのような取組みも東京都全体で進んでいるということをご報告させていただきます。

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。最新の情報をいただきました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- ・大変よい議論をしていただいたと思います。志村委員から南池袋二丁目C地区についてのご指摘がございました。ウォーカブルなまちを目指すということが、今、豊島区が目指していく方向性の1つであると伺っています。そのようなときに、単に固定的なシーン、止まって眺める景観だけではなく、動きながら歩きながら移ろっていく景観、それらをシーケンスと言いますが、これからの豊島区はそのような

ものについて重点的に扱っていく必要があるかと思います。

- ・先ほどの南池袋のイメージパースが資料2枚目の上に載っていますが、豊島区役所が白く塗られてしまっています。ここでは敷地の中に新たに造られる建物について検討されていますが、豊島区役所からブリッジでこの再開発のエリアに都市計画道路を渡っていくことになるわけです。例えば豊島区役所を出てブリッジを渡ってそれぞれの地区広場や敷地内通路をめぐっていく際の景色の移ろい、そのようなものも大切にしていける必要があるのだらうと思います。
- ・また公共という概念が非常に大きくなってきています。区や都や国が行うことだけが公共ではなくて民間の力をその公共空間の整備に生かしていく。そこでしっかりビジネスをして整備費用を賄ってもらうというようなことになってきています。
- ・次年度の方針の2つ目のポツ、この公共空間というのは決して公の敷地の中だけを考えるのではなく、民間の敷地も含めて、公共的に使われるものに対して我々は積極的に発言をしていくべきでしょうし、沼田委員からもご指摘がありましたがそれをどのように管理していくのか、エリマネ組織をどのように育てていくのかというようなことも、重要な景観づくりになっていくのだらうと思います。
- ・広告の話もありましたが、広告は東京都の景観、屋外広告物条例でルールが定まっています。これは池袋から島嶼部まで同じルールです。池袋らしさ、豊島区らしさを考えながら、広告を使って街の雰囲気やにぎわいを演出していくようなことも都のルールに上乘せして考えていく必要があるのだらうと思います。
- ・私は新宿区の景観審議会にも参加しています。歌舞伎町タワーという新しい東急の建物が建ちました。あそこは大型のビジョンを広場に向けて作っていますが、あれは通常の東京都の屋外広告物条例ではつくることのできない大きさです。しかも前の広場は広場と言っていますが法律上は道です。道に対して広告を発信しています。そこでの収益、広告収入を今トー横と呼ばれているところの維持管理費用として生み出そうという仕組みをつくり、エリマネ組織の活動費を広告から捻出するという挑戦をしています。まだまだ過渡期の段階ではありますが。
- ・そのようなときにビジョンに何が映し出されているのか。日々刻々変わっていきませんが、それについて第三者評価委員会という組織をつくって映像の内容をチェックしていただいています。これは改善する必要があるのではないか、青少年にとっては刺激が強いのではないかというようなことを第三者評価委員会が意見を出し、少しずつ改善をしていくというような工夫もしています。
- ・車載広告、アドトラックは確かに悩ましい問題です。例えばバスであればバス協

会が広告についての基準を持っています。業界団体がはっきりしていないものについての対応を東京都としても苦慮しているのだろうと思います。いわゆるホストの募集のようなトラックや、新曲の宣伝についても、比較的費用対効果が高い、広告訴求力があると考えられていて思うように規制できない。

- ・ いたちごっこになっている中で難しいところではありますが、皆さんの価値観を1つの方向に持っていくことが重要だろうと思います。景観は文化度のバロメーターです。その街の文化がどれだけ高いか低いかが景観に表れますので、ぜひ文化度の高さを示していく必要があろうかと思います。
- ・ 景観に関するホットなさまざまな話題を凝縮して議論いただけてよかったのではないかと思いますし、私自身も勉強させていただきました。他にないようでしたら以上とさせていただきたいと思います。本日の議事は以上でございますが、事務局より最後に連絡事項がありましたらご発言をお願いします。

3. 閉会

(事務局)

- ・ 事務局から連絡事項がございます。皆様にご就任いただいております豊島区景観審議会委員でございますが、令和6年3月31日をもって、任期が満了となります。2年間当区の景観行政につきまして、多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございました。
- ・ 次期景観審議会の委員ですが、現在の委員が20名のうち17名の方には継続して委員をお務めいただく予定になっております。公益社団法人東京屋外広告協会の小堺委員、区民委員の佐野委員、西澤委員の3名におかれましては今回で退任されます。
- ・ 来年度の景観審議会は2回開催させていただく予定ですが、初回の開催日程が現時点で未定でございますので、本日この場をお借りして何点かご連絡ならびにお願いがございます。
- ・ まず、来年度以降の景観審議会の会長及び副会長の選任についてご連絡いたします。審議会の会長、副会長は、委員の皆様の互選により決定する旨、豊島区の景観条例施行規則に定めております。
- ・ 従来は任期が改まった初回の景観審議会場で、委員の皆様に選任いただいておりますが、先ほど申し上げましたとおり、次回の景観審議会の開催予定時期が未定であるため、会長、副会長が不在となる期間が長く発生してしまうことが想定さ

れます。会長、副会長が選任されませんと会長が行うとされている専門の事項を調査、審議する場である部会の部会委員の指名が進まず部会の開催もできないこととなります。つきましては、本日この場で、来年度以降の景観審議会の会長、それから副会長の選出及び部会委員の指名をお願いしたいと考えております。

- ・まずは会長及び副会長の選出をお願いしたいと思いますが、事務局といたしましては、各方面からのご推挙もありまして、現在会長をつとめていただいております後藤春彦委員、副会長には現在副会長をつとめていただいております志村秀明委員をお願いしたいと考えておりますが皆様いかがでしょうか。

(異 議 な し)

(事務局)

- ・ありがとうございます。
- ・ただいま異議なしとのご発言を頂戴いたしましたので、会長は後藤春彦委員、副会長は志村秀明委員をお願いしたく存じます。皆様よろしければ拍手をお願いいたします。

(拍 手)

(事務局)

- ・ありがとうございます。
- ・後藤委員におかれましては会長の就任、志村委員におかれましては副会長の就任をお願いできますでしょうか。

(後藤会長)

- ・はい、承ります。

(事務局)

- ・それでは、後藤会長より一言ご挨拶をいただきますことを会長お願いいたします。

(後藤会長)

- ・さまざまな方面からご推挙いただいたことですが、豊島区の景観審議会を非常に長く勤めさせていただいております。2004年に景観法ができる前から、豊島区は自主条例で景観アメニティという非常に進んだ考え方をお持ちになり独自に景観行政を展開されてまいりました。アメニティというのは、ホテルにあるアメニティグッズのアメニティと同じ言葉ではありますが、あるべきものがあるべきところにあるということです。逆に言えば、必要がないものは置かない。それがこの豊島区が貫かれている景観の考え方であると思っております。そうしたことをこれまで引き継いでまいりましたので、今後とも皆様のご協力をいただきながら、会務

を誤らない方向に進めてまいりたいと思います。何とぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

(拍手)

(事務局)

- ・後藤会長、ありがとうございました。
- ・それでは続きまして、デザイン検討部会の部会委員の指名につきまして後藤会長に進めていただきます。後藤会長よろしくお願いいたします。

(後藤会長)

- ・それではデザイン検討部会の部会委員の選任につきまして進めてまいりたいと思います。部会の委員につきましては、豊島区景観条例施行規則第36条第1項に基づき、審議会の会長が指名することになっております。これに基づきまして、部会員はこれまで同様、私も含めた審議会の学識委員6名とし、部会長については、前回に引き続き志村副会長、副部会長につきましては新たに加藤委員を指名させていただきたいと思いますが皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。それでは、来年度もデザイン検討部会をよろしくお願いします。

(事務局)

- ・皆様、ありがとうございました。来年度以降も何卒よろしくお願いいたします。
- ・新しい任期の委嘱状の交付につきましては、本来であれば高際区長より委員の皆様へ交付させていただくところですが、初回審議会の開催予定が未定でありますので、4月1日以降郵送もしくは直接のお渡しとさせていただきます。あらかじめご承知おき願います。
- ・次に、本日の審議会の後、第36回豊島区景観審議会デザイン検討部会を開催いたします。ご出席の先生方におかれましては、大変お手数ですが、同じフロアの804会議室までご移動をお願いいたします。開始時刻をご相談させていただければと思いますので、本会閉会后少々この場にお残りいただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

(後藤会長)

- ・それでは、第19回豊島区景観審議会は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。